

証 明 書	
本籍（国籍）及び住所	
氏 名	
年 月 日生	
<p>私は、義肢装具士法附則第3条の趣旨が、これまで医療の現場において実際に適法に義肢装具の採型（採寸を含む）、製作及び適合の業務を行ってきた者に、法施行後も継続して業務を行うことができるようにするために設けられた特例措置であることを理解し、上記の者が、本施設において昭和 年 月 日から昭和 年 月 日まで（ 年 箇月以上）、医師の指示の下に適法に義肢装具の製作適合等を業としていたことを証明します。</p>	
業として行った義肢装具の製作適合等の種類（ ）	
主として指示をした医師の氏名（ ）	
昭和 年 月 日	施設の名称、種別及び所在地
	施設長の氏名 (印)

治療用装具については、採寸により製作する場合はもとより、採型によって製作する場合であっても、採型→製作→装着→適合という一連のプロセスのうち、医療機関で行われる採型、装着等については診療報酬点数（採型ギプス料）として評価していることを勘案すれば、療養費支給額については、原則として採寸の場合の価格により算定することが適当であるとされている。

しかし、治療用装具の実際の製作過程についてみると、装具製作者が製作のみならず医師の指示のもとに採型、装着等にも関与している例が通常である。したがって、装具製作者が陽性モデルの作製等採型の大部分を行い、その事実が確認できる場合にあっては、とくに採型による場合の価格により算定しても差し支えないものとされている。